



栃木県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第22号

目次

規 則

○栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第二十八号

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十二年栃木県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（裏面）記載要領2(2)、同様式附表（その一）及び附表（その二）記載要領1並びに別記様式第二号（裏面）記載要領2中「畜産施設等利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 改正後の別記様式第一号及び別記様式第二号の規定は、この規則の施行の日以後に新設し、又は増設した特別償却設備（栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年栃木県条例第三十三号）第二条に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）に係る課税免除の申請について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備に係る課税免除の申請については、なお従前の例による。

(税務課)